

兵庫県立明石北高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

校訓である「自主・協調・創造」を基盤として、「確かな学力(知)」「豊かな心(徳)」「健やかな体(体)」に裏打ちされた「生きる力」をはぐくむとともに、本校が育てる生徒像である「基礎的な人間力の上に、探求心を核とした、主体性、協働性、表現力を持つ生徒」を育成することを目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止の早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、平成28年度創立45周年を迎え、全校生徒が1000人を超える大規模校である。伝統に根ざしたさらなる発展・質の高い文武両道をめざし、魅力ある学校作りの推進・豊かな人間性の育成・個性や創造性を伸ばす学校教育の充実・「在り方生き方」を考える教育の推進・開かれた学校づくりの推進を積極的に進める教育活動を行っている。

個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の異常を敏感にキャッチし、「いじめは、どこの学校にも学級にも起こり得る」という認識を教師集団が、平素より持つよう努めている。また、教職員が生徒とともに、好ましい人間関係を築き、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有する関係者で構成する。日常の教育相談体制・生徒指導体制などの校内組織、及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制

また、教職員の気づきにくいところでいじめが行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、敏速にいじめに向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況によって判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、病気やけがなどの正当な事由がなく連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。そして、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告すると共に、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) その他の事項

信頼されている高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開すると共に、学校評議委員会やPTA総会をはじめ学年懇談会・三者懇談会・家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性のある取り組みを実施するため、学校の基本方針が、効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、いじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の自主的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ取り組みになるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者、地域との連携

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】

校長・教頭・生徒指導部長・学年主任
 学年生徒指導担当・養護教諭 等
 キャンパスカウンセラー・民生委員・児童委員 等

- ・アンケート結果や報告等情報の整理、分析
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
 - ・要配慮生徒への支援方針
- 学校評価の結果を踏まえて以下の対応を図る
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
 - ・年間指導計画の作成、実施、改善
 - ・校内研修会の企画、実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・登校時の交通指導
 - ・昼休みの巡回指導
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報 (生徒、保護者)
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律作り
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
 - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開、公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・PTA 生徒会との情報交換の実施

早期対応

- 正確な実態把握
 - ・当事者と周囲から聴き取り、記録する
 - ・関係教職員と情報共有し、正確に把握する
- 指導体制、方針決定
 - ・指導の狙いを明確にする
 - ・教職員の共通理解を図り、役割分担を考える
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る
- 指導・支援と保護者との連携
 - ・被害者の心配や不安を取り除く
 - ・加害者に人権意識をもたせ、成長支援の視点を持って指導する
 - ・保護者の協力を求め、連携方法を話し合う

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換	個別面談
		学級づくり 遠足	
		地域行事参加	
5月	保護者向け啓発	職員研修会	地域補導委員会
		クリーンアップ作戦	
		花壇整備	
6月		カウンセリング研修	授業公開
		ネット犯罪防止講演	
		地域行事参加	
7月			三者面談
		人権学習	地域補導委員会
		地域清掃	いじめアンケート①
8月		地域行事参加	地域補導委員会
9月	いじめ対策委員会	地域行事参加	個別面談
			地域補導委員会
10月		地域行事参加	
			地域補導委員会
11月		職員研修会	授業公開
		人権学習	
		カウンセリング研修	
12月	職員会議		三者面談
			地域補導委員会
		地域清掃	いじめアンケート②
1月		人権学習	
			個別面談
		ふるさと貢献活動	
2月		人権学習	授業公開
			地域補導委員会
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	地域行事参加	いじめアンケート③
		クリーンアップ作戦	

職員会議等

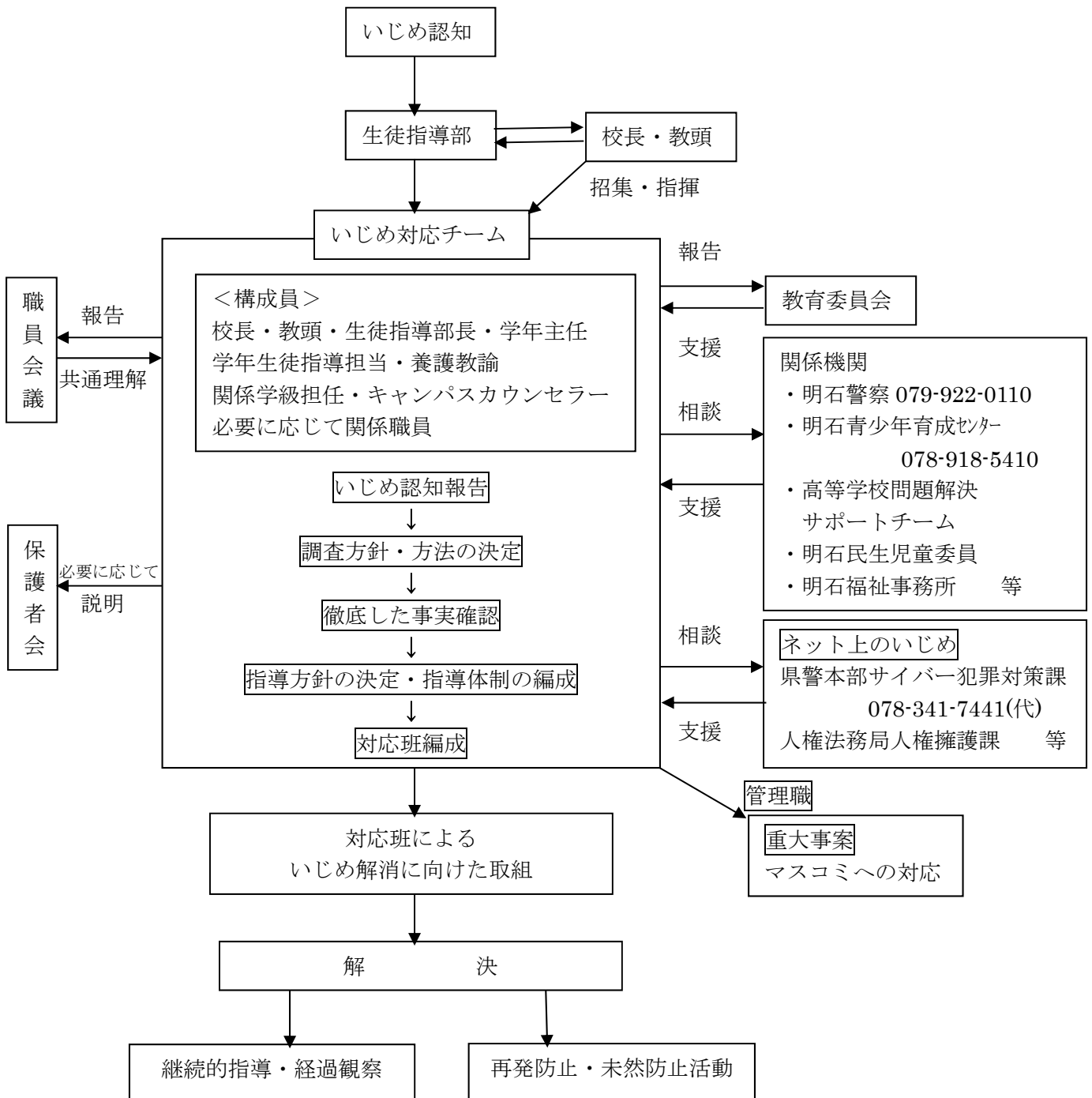
- いじめ対応チームは、キャンパスカウンセラーを交え月に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

未然防止に向けた取り組み

- 入学前に中学校との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- クラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で話し合う。
- 花作りを生徒、教職員と進める中で、命の大切さを感得させ、環境の美化と温かい思いやりの心を養う。
- 地域行事は、音楽、ボランティア、囲碁文化の継承と技量の向上を通して、異世代の地域住民との交流を行う。
- 人権の問題として、SNS関係、情報モラル等についての研修会を実施する。

早期発見に向けた取り組み

- いじめアンケートは、学期ごとに年3回実施。
- 年5回の個別、三者面談の実施
生徒の日常の微妙な変化に対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。